北邊紀聞

別記

内閣文庫
和書
類 三五一一三 號
冊 六
函 一七八 架 九

陸奥

内閣文庫
番號 和 35113
冊數 6 (5)
函號 178 288

国立公文書館
National Archives of Japan

編修地志備用典籍

北邊雜記卷之四

目錄

風說書
和款文字倫奈書
墨西哥送書
六月十六日西洋事情書
六月十八日津軽藩之通
同十六日彼所渡元送出書
六月十日玉泉寺湯豆腐送今地院

内閣文庫

国立公文書館 National Archives of Japan

六月廿三日蝦夷地浄土寺ヶ池道院ヶ山
同　廿四日八丈島ヶ池道
乙姫峯神社ヶ山

見聞書

エトロフ島蝦夷人風俗中倫理ヲ知テ月代髪剃ル
ヲ風ニ結リ髭の長ク有ルヲ誉ト為ス一体矣
人風俗ト変ル事多ク好ク者有ル外部人乗者
於テ婚ヒ生ル子ハ母風ニ倣ヒ父ヲ捨ル有リ中
国エトロフの後ハ彼等ヲ給賜仕ル所ノ中ニ也ニテ
市所居ル也ニテ上エトロフ地彼ヲ引移シト彼人ハ乙名ヲ出シ
作ル女房ヲ極ノ婦ニテ女ヲ彼人の妻ニ給リ也古例の成矣
人ヲ既ニ成ル魯西亜人礼物の御蝦夷人ヲ引ヨロシヤヲ帰ル
ハ子ハ子ハ邪ヲ生ル西ハ永ク島合ヲ為テ其国ハ遠遠設ル

日本の商人ヲ
急迫ヲ為ル
蝦夷人ハ
陸ヘ

或ハ三ヤナ[illegible]人動書手引退ル[illegible]
[illegible]奪取又ハ田畑或ハ[illegible]
ヨロシヤ人と遁散[illegible]逃[illegible]
[illegible]
[illegible]ハヨロシヤ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○今一

[illegible]死[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
千三百人　仙台家
五百人　南部侯
[illegible]
五百人　松前　仙台　三百人　[illegible]　仙台
[illegible]人　江戸　同　五百人　[illegible]　津軽
五百人　[illegible]　百人　浦川　仙台
[illegible]人　アリケシ　仙台　[illegible]人　[illegible]　陸奥
[illegible]　同　[illegible]人　[illegible]　陸奥

五百人　陸奥
七百人　同新板
仙台家

証人　タカシマ　新規
証人　ニヤリ　清兵衛
証人　ソーウヤ新規
証人　カラフト　伝作

エトロフ島伝作ハ元国人金銭、貢永米ヲ積、高橋ヲ乗
用ヲ基礎ニ商ヲ中モ
戸川ヲ稽古金銭、ヲ銭ヲ高田新次郎ヲ夷地ヲ遠
家ハテ高橋金銭、ヲハ新ヲ振ヲ代ヲ高田新次郎ヲ
常陸ヲ乗ヲ中ニ郡ヲ
ヲ郡ヲ振ヲ中ヲ
ヲ郡ヲ中ヲ山田鍋ヲ源ヲ田屋
ヲ郡ヲ中ヲ飯地ヲ角ヲ　口留ヲ役中ヲ

付書中伝作の院大掛詰ハ伝ヲ論役ヲ
後ヲ
に伝ヲ

和歌ヲ字論密書

大和歌ハ前ハヲ字ヲ論ヲ
ヲ君ヲ
歌ヲ
ヲ
ヲ

思ひよるべきかたなく天祖の天理、行はるゝ所なれども橋力
新術をもて三河に来りて思ひもよらぬ教の首として御に
いと地天巻と月易の巻の新より基礎を地和合陰陽
罪障の天理をもとゝのへん西を北国を
ゝのもとゝ日〻にもとゝ喜み思ひ給へ六十軒日〻上と
ゝの元教ひをもたらし治平をもたらし既にそれを
被及して以海を来たらしめ世界の人、柳枝、ゝ風の
音を人の耳にさそひ天明の比、杉苗の人、振天地の方
ゝる宮に来人、とゝ西高一ゝ年西一ゝ
ゝ来りて教をもたらし元和四ゝ元年を以て地

理と思せるの実者と尊ひ給へ
ゝ杉苗家の造稱要の南新橋橋の作人橋
海行ゝ一ゝ新の作て仮地に向ひ古人と
利と為て中ゝに教を作人中ゝ一ゝ高人
ゝり振天地の産物と賞嘉し橋橋の家に作りる橋橋
ゝ一ゝ殊に名軍ゝ仮地に家ゝ
産ゝ一ゝ雇執ゝ少年中家と対元一殺ひとり
治利と恐ゝて留産ゝ橋橋橋高つ（けなゝ一説に九ゝ高と云）
ゝ長元教解ゝ西陣の比元報動ゝ者と動被ゝ積て
送り動ゝ自ゝ公堅ゝ中ゝ仕ゝ人ゝ自ゝ

甚貴くして簿物の高の中に加へられ　郡神官の位
代々の家山院に属して永く社院の推薦を以て任ぜられ
松前家の姓を改め一代より世襲の職となり
代々相続して任ぜられ　此家の先祖は
若狭の国より来りし人なり
武門の名を捨てて古の商家の情を以て
農業に専業とし商業を兼ねて
家号を定め毎年織絹を以て貢献さ
せられし甚だ多く熟練を尊ぶ
故に虎の如く恐れ人々松前の地方の人より恐れ畏る

※松前の地方の人より恐れ畏る　一云ひとりの人の如く恐れ畏る

松前法慣習を知る方人々の民の父母なるべし　生徒
書生に対し実地踏み込みたるかの人の多く民の弟子
なるものなり　道理を尊ぶ人なりしかども
かの民の心の如どの極に達する能はず
乗る者なるに拘りの心に拘らる高家なる家の主人に
家食を食べさせの多くは
とかの小鯨（コミン）なるものを捕る年に一度
より中夏まで十日ばかり北百度を
なる毎に捕る時は家長自職のものを多く
家族を引つれ海志に行き主人他家人を入れ男子
八歩を九歩ばかりとなる事

※捕る時は家長自職のものを多く捕る

日本にて四
舎八男女の
分厳なる

割とものゝ中と云ふ是にて年に帰後長くハ仏ばかりに対する
の大事や少年の生れ出る乳母の四舎
にしたがひ男女の子ハ新屈窟とふ
男ばかりの事多くしてとらんとも是を厨へハ鍋掛盤を敷
とて古くより老たる女無しして対抗をくらふとてふ
なるにより老たる家長ハ女ちんに対し掛掛ちんに対
使ふる奴婢ハ鍋掛所にもひとりとんと無しして
うんちん(雷)語ふる是にんにんの序ハ一ちんにより
ある事推て知べし掛夫婦愛のものハ通常世に乗
知る事なれども古くにいたりて国を商ハ西の掛者なり

エトロフ島、松前の人役一ヶ所の山
ヶ所の所の所
る天明のこと

加厳堂、制禁ちとらへ人と拾家に町人こゝにまて
出こと利ふんるものみをわりの所無西亜とのうけ引
ヤエトロフ島に荷人イシヨ等三人入来すを以考し
ハ厳寺に制禁一ヶ事なる思りを脱こして西府
に鉄こゝるの次第と上表に乃んとわるとの所ひ出る
府に九ちこゝ候まて又一ヶ月の貿易の事が
無数して松平信州に命ぜられ掛夫婦と称とさせて九
るとを中とものゝ九信州と度く招きの人間話
かて下を彼る府一ヶ彼地に動仕をなして来こと
とこゝ月信州のこゝ府の話をして掛夫婦

易地夫婦賣買ニ成ル事甚不宜敷と思ふ
何様之事ニ候哉ト地理を見て勘案ニ成ル事ニ候哉
普請ニ成ル事ニ候哉と官吏に守セ交易ハ商人と多く
引入て成ル事ニ候哉ト飛騨の役人勤耕の役人と有
年貢減ハ永久ニ有ル事ニ成ル事ハ役地ニ成ル積の外ハ
ニ成ル事ハ有ル間敷ニ候哉ト官吏地夫と唱ニ交易ニ成ル
就テハ地夫に限ル事ハ利欲に流ル事ハ地の高ハ
官吏ニ成ル事ニ成ル利益ハ勤功ニ成ル事に
自然と者ニ成ル事ハ人の分ニ成ル事ハ他ニ成ル事
この地ハ他ニ成ル事ハ有ル間敷と思ふ

いかゝと思ひ強いて成ル事ハ不宜交換ハ一の
ものにて成ル事ハ勤のものとなるべきて成ル事交換
地代つくるものハ地頭ハ役地ニ賜り長崎の高ハ
作の面今ハ唱く役人ハ強ル事ハ強ル事
以商物と賣交ル事ハ利益ニ成ル事ハ
地夫の商物と賣交ル事ハ利益ニ成ル事
代官人ハ地頭ハ長崎ハ
人の利欲長ル事ハ高附の人ハ貸と撰て
出ハ成ル所ニ成ル事ハ地夫ハ自然遠形敬
に成ル人と成ル人ハ成ル事ハ是ハ

つたちかんや又それ敵に ひろめて行つたことも
の人はそこに居れる時の用にはこれを思つたれる家書
れ度にうれつつ為る 亜米人 魯西亜と戦争 魯西
亜と百人程 亜米と石勢二十人 ある彼と 大こち仕免れ
鉄砲とおりけ 亜米人は毒薬を以て射て 我に魯西
亜大に彼中して 昨死十八人 負死四十人 内中中 私
ちつて 海面 ちつて 絶 亜米人と一言行の者 ちつ 奈
エトロフ島の一孔 亜米人 御 ちつ 左右士の
ちつ一人 ちつ 亜米人 ちつ 我 ちつ
さ ちつ 亜米人の御 ちつ

窮兵とみ
反敗とも

日本に生れ人と

ちつ ちつ 我 ちつ と 海 ちつ
ちつ と 指 ちつ 日 ちつ ちつ 思 ちつ 亜米
米の地方は面積 ちつ の 今 ちつ いまた
彼人の居 ちつ 建 ちつ 毫 ちつ 家 ちつ 所 ちつ の
方 ちつ 地 ちつ と ちつ 米 ちつ 人 ちつ 窓 ちつ の 家 ちつ 所 ちつ ちつ
ちつ ちつ ちつ 見 ちつ 厳 ちつ ちつ ちつ ちつ 定 ちつ 高 ちつ 人
と ちつ の ちつ ちつ ちつ と 改 ちつ 彼 ちつ 人 亜米 勧 耕 ちつ 彼
人 ちつ ちつ ちつ 織 ちつ 人 ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ
亜米 亜米 ちつ の ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ
ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ ちつ

陸地を表れるものであります

伊勢大に米彼地人彼キ日本を
居て彼に知るべ
都下に毒薬を
人の彼は何の目
的ちつ

後人の為ひ言ふ利徳を成す事なれと
高人に交易せしむるに元の御金を為
換交ふるまに一年に付くこと
一字のうるはしく順して上れ命令を成
弓槍刀鑓術に於ては天地の理に学ぶべきを
いとや武士に於ては理一分殊の成
所なるべし右の兵術を学ぶ者
らに於ては野戦文闘平のうるに
夫の如き及ぶに於ては実に管中の天

[illegible]に八訓之年
[illegible]儀一隅の
地とて[illegible]八元
[illegible]

と為すに於ては[illegible]
賞として其利を為[illegible]利徳
[illegible]
幸と成[illegible]
詳に[illegible]
[illegible]
天下[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

文化四年丁卯初夏　中置玄陸

[illegible]

上参政堅田侯書　伊達安房實孝

伊達實孝啓遥聞蝦夷洲嶋有外国之寇今茲文化四年七月　侯以文武有威風巡行履其地焉中其選　侯於是示衆以德率旅以律威武烈々有虔秉鉞道途觀者皆拜曰堂々乎　侯之師行也　貞侯之威德發聞其成事也決矣伏以勝国之時我　貞山君有朝鮮之役祖成實從是路過焉禱于愛岩神祠同靈夢乃入奉　神像出而懐諸甲毎會戰未嘗不拔軍摧陳也成實還自朝鮮之役卜地于亘理立祠安置之實孝若祖訓崇敬至今羨伊緇

役

倍卜日齋沐祈国禄之長久且　侯之成事而来帰
速越七日禱既畢敬献神符明神在上吉祥弗違　侯
之文且武威風加海外有如皦日　侯惟無其怠實孝
再拜敬啟

右上　大徳望堅田侯閣下　文化四年七月四日

伊達實孝頓首再拜

堅田侯返書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

六月十八日

先頃エトロフへ罷渡候和国番人共ハ、外国人共ニ接し候ハ、
右示達之人数ニ罷出候ハ、相互ニ外国人ハ人数
皆人南ノ船ハ和人ハ陸ヶ関ハ番所ニ於て厳日和ハ
往来ハ国番出帆ニ名主ヨリ報知中ス
此旨番中ニ示ス

六月十八日

新番頭並地廻ノ国番結和番書ニ者ハ中ス
国番結人数ニ用ル姫ヶ浦ヘ人数三十人外
武指揮ハ者三人 出ス 松前藩 姫ヶ浦ヘ一番ニ下名出ス
候ハ、平士郎人医師三人ニ外長崎ヲ始合三十人
内用和船ニ乗ル分 石ヶ関和ニて知ニ付ス商日
新ヶ浦ハ和船 往来ニ付ス 和船中ス 中船ハ所ハ
中ニ入ル

六月十八日

松前藩ヘ蝦夷地ハ仕方右示達人数動百人領去
七月九日ハ和船ハ陸ヶ関ハ
国番ヘ蝦夷地ハ渡海ニ付人数三百人領去八月ハ

八月廿五日ヨリ南部ヘ和行ス左ノ如シ

十銭ヲ以テ買ヒ求メ[illegible]

同

南部日報社ヨリ出版ス毎週一回発行ス新聞紙

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十銭ヲ以テ買ヒ求メ[illegible]

七月十八日

以前の絵ハ本年[illegible]後ニ[illegible]

レサノフトハカムサツカニ行ツテ[illegible]

ロシヤの人民世界番人ヲ迫セリ[illegible]と或人の説ニハ

今般カラフトエトロフヲ攻ントスル海賊船の処置ヲ[illegible]

ニハ英人ヨリ[illegible]ヲ以テ攻撃[illegible]ヨリ陸附の海岸ニハ使

[illegible]ヲ[illegible]ヲ以テ海中和ヒ[illegible]使節ヲ

送ベシ[illegible]ハ大ニ[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]番人所

[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

るを目撃して我邦の人業窟のうちに入りて
をかすべきことなりや又は番人の口授のごとく講和
交易を請ひ求めやすやうやや要時彼は明白に知り難きと
交易の分形なりとて人の申と攻撃とならるる戎狄所望の
形ちとなることなれども決して彼国人なる番人共の
言を聞き推量して十中八九彼今内心は交易なりと
陽に礼を設て我国を陸離とせんとの心と知人者
なりし

一彼は今般すでに帰帆して来窟の風を聞けるより
国を番人を使せしめ彼夷を使しやいなり

ハ月八日和蘭商人ヲ召出シ彼国ヨリ来ル書簡ヲ渡ス 池田駿河守
戸川備前守立会ノ上

彼ヲ和蘭商人ヲ召出シ彼夷地ヨリ来ル書簡ヲ渡ス
後今ニ彼ヲ呼出シ書簡ヲ渡ス 通詞ノ仕来ル通
リ書簡ヲ受取ル場所ニテ受取ハ
ヒ通詞ヲ以テ彼ヲ呼出シ彼ヲ
ヒ商人ヲ以テ彼ヲ呼出シ彼ヲ
ヒ商人ヲ以テ彼ヲ呼出シ彼ヲ
夷地ヲ出帆ス 陸奥ヲ指ス
夷地ヲ出帆ス 陸奥ヲ指ス
ヒ出帆ス 彼ノ港ハ
ヒ加賀百姓ヲ以テ 通詞人 通詞 動向探ル 下役

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

防之所野生飛騨九日吹方ニ行ケ云ん事ハ
南部津軽入陸奥ヘ敵孔の仕人物ニ年 佐々長
ヨリて之残毒ニ踏く敗夫いくつ之ハ之事ニ
焼拵ハ〻彼人ハ陸奥番人ニ之神山ハ近ニ恢我人
ハ一向ニ〻〻〻〻〻〻金銀ハ彼戸田文吉ニ切腹
〻〻〻〻〻〻何方ヘ引退ハ只ハ人ハ
内荒方段長海南ニ〻〻〻〻〻〻南ハ十ニ〻〻〻〻
人日〻十人 訪十人 行て 来ニ年 城天大騒動ニ
少ニ文ハ十ニ〻〻〻〻〻〻ハ地侯ニ
仲合ハ私動機又ハ〻〻〻〻〻〻海の仲合ニ〻〻機

お見ヘ十〻〻〻〻〻〻ナシリハ南場所の子モロ〻〻〻
十八家の御海ニ〻〻番之書〻〻ナシリ子モロ〻〻〻
〻〻〻〻〻〻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大松ハカムサツカヘ酒小松ハウルツリ
解条

記

[illegible]年[illegible]南[illegible]
[illegible]南条地[illegible]
[illegible]大変[illegible]
南[illegible]エトロフ[illegible]海[illegible]
人[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]訳人ハ死[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]南[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

或書云加吉三年下國安太郎海移雄及富樹之事新
羅佐度越海而処于天河焉佐度本居円地蠕崎故
為蠕崎氏自蠕崎氏越海以来下国氏益衰遂居
蠕崎氏所城永正十一年遷居于松前後因以為氏
上自君下至大夫士各分占其地漁猟獲収以為
田禄
又云佐度之弟婆源氏子也出家称南部
坂崎氏子孫氏之始也婆源之子孫称南部
右衛門

一 又或説坂崎ハ西海道之人而佐度
西海夷地と称する国ハ西海道の所ハ
佐度と云て西海坂崎と云ハ佐度人祖
甲斐原氏子孫の国ハ播磨国なる
ゆえ坂崎を国と唱へ松前に居移
しなりと云へり
按ずるに長移一説に云る世説諸ハ天明
五年丁巳の年なり而其説と異なり
八代安信説山の洲の所蔵東海道川仲右馬
之丞佐度佐度原之前 佐度義行作
新之丞 大浦 小市郎 佐度五右衛門 延享以上十人

大白山若芝ヶ原ハ未ダ檀林坊ノウスとゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
訛と歟

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

柳葉内山仕雑穀ハ五月中時宜振ハ物産ニ成候
後ハ出張出張仕候様ニ右人の者ニ取入之の
ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]居南ヨリ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ

ヨロシヤの屬島
なてしうしヨリ
とゝふ所の人
十四人来る

五十年以前之事ハ不存候ヘ共、幸左衛門ハ
ヨロシヤ国より参候ハ、
寛政六年ニ利根川之大洪水ニ
伊豆国ニ参候而、相模国ニ
而、ヨロシヤ船ハ
参候ハ、
寛政六年ニ
参候ハ、
寛政六年ニ
参候ハ、
寛政六年ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

但し今見て長く庵和泉の方へ遣ス筈ニ
一 尚多分ニ方エトロフへ渡海ス事ハ
但シ其年ハ為替ヲ下リ申ス月通事ニ
エトロフへハ庵和泉ハ行ス筈ニ報告仕ル

国立公文書館
National Archives of Japan